

本人確認の措置

1. 本人から個人番号の提供を受ける場合(対面の場合)

	番号確認	身元(実存)確認
対面(郵送の場合は書類又はその写しの提出)	① 個人番号カード【法16】	① 個人番号カード【法16】
	② 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12①】	② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1-】
	③ ①及び②が困難であると認められる場合【則2①】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認 イ 住民基本台帳の確認 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等 (例)自身の個人番号に相違ない旨の申立書／国外転出者に還付される個人番号カード	③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等【則1-】 (例)税理士証票／写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)／戦傷病者手帳／カード等に電子的に記録された個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)を暗証番号による認証、生体認証又は2次元バーコードの読取りにより提供を受ける者の端末等に表示させることによる確認(番号関係事務実施者のみ)／市から送付されるプレ印字申告書、個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類／手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書
④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則2③-、二】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等 (例)学生証(写真なし)、身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)／地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書／印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳／特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)、支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)、特定口座年間取引報告書 ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【則2④】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ (アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないとき)個人番号利用事務実施者が適当と認める事項等の確認 (例)修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等、更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等		
⑥ 個人番号利用事務実施者が適当と認める場合【則2⑥】 (例)雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合／扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合／継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合		

2. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合(対面の場合)

対面(郵送の場合は書類又はその写しの提出)	代理権の確認	代理人の身元(実存)確認	本人の番号確認
	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①-】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】</p> <p>③ ①及び②が困難であると認められる場合)個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等【則6①三】</p> <p>(例)本人並びに代理人の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載のある提出書類／個人番号カード、健康保険証等の本人しか持ち得ない書類</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①-】</p> <p>② 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等【則7①二】</p> <p>(例)税理士証票／写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)／戦傷病者手帳／カード等に電子的に記録された個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)を暗証番号による認証、生体認証又は2次元バーコードの読取りにより提供を受ける者の端末等に表示させることによる確認(番号関係事務実施者のみ)</p> <p>②' 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等(法人の場合)【則7②】</p> <p>(例)登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む)又は印鑑登録証明書及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」)／地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書又は納税証明書及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」)</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等</p> <p>(例)学生証(写真なし)身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)／地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書／印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳／特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)、支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)、特定口座年間取引報告書</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【則9②】</p> <p>⑤ 個人番号利用事務実施者が適当と認める場合【則9④】</p> <p>(例)雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合／扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合／継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合／過去に実存確認をしている場合(法人の場合)</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】</p> <p>② 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】</p> <p>③ ①及び②が困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認【則9⑤-】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認【則9⑤四】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】</p> <p>エ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等【則9⑤六】</p> <p>(例)自身の個人番号に相違ない旨の申立書／国外転出者に還付される個人番号カード</p>

3. 本人から個人番号の提供を受ける場合(オンライン又は電話の場合)

	番号確認	身元(実存)確認
オンライン	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則3-1】</p> <p>② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認【則3ニイ】 イ 住民基本台帳の確認【則3ニイ】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則3ニイ】 エ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等若しくはその写しの提出又は電磁的記録の送信【則3ニロ】 (例)個人番号カード/国外転出者に還付される個人番号カード/住民票の写し(個人番号が記載されたものに限る)、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)/自身の個人番号に相違ない旨の申立書</p>	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則3-1】</p> <p>② 公的個人認証による電子署名【則3ニハ】</p> <p>③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則3ニニ】 (例)eLTAXで認めている電子証明書により確認される電子署名(番号利用事務実施者のみ)/電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書により確認される電子署名(番号関係事務実施者のみ)/身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等による電子的送信、番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード</p>
	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則2①三】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認【則2①-】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認【則2①ニ】</p>	<p>○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則2⑤】 (例)社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日(保険終期日)、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>
電話		

4. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合(オンライン又は電話の場合)

	代理権の確認	代理人の身元(実存)確認	本人の番号確認
オンライン	<p>○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10-1】 (例)委任状(税務代理権限証書)のデータの送信/本人の利用者IDを入力した上で の送信</p>	<p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けるその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10ニ】 (例)代理人のeLTAXで認めている電子証明書により確認される電子署名(番号利用事務実施者のみ)/代理人の電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書により確認される電子署名(番号関係事務実施者のみ)/法人代理人の電子証明書(商業登記認証局が発行する電子証明書)により確認される電子署名/番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード/代理人の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等による電子的送信/登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む)又は印鑑登録証明書及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」)の提示、写しの提出又は電磁的記録の送信/地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書又は納税証明書及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」)の提示、写しの提出又は電磁的記録の送信/税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書により確認される電子署名並びに利用者ID及び暗証番号/税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係るeLTAXで認めている電子証明書により確認される電子署名並びに利用者ID及び暗証番号</p>	<p>① 地方公共団体情報システム機構への確認【則10三イ】</p> <p>② 住民基本台帳の確認【則10三イ】</p> <p>③ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10三イ】</p> <p>④ 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等若しくはその写しの提出又は電磁的記録の送信【則10三ロ】 (例)(本人の)個人番号カード、(本人の)国外転出者に還付される個人番号カード、(本人の)住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)、本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書</p>
	電話	<p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9③】 (例)社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日(保険終期日)、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認【則9⑤-】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認【則9⑤四】</p>